

幼児教育・保育施設を利用される保護者の皆様

都城市長 池田 宜永

保健所の積極的疫学調査の重点化にかかる対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る取組みにつきましては、御尽力いただき深く感謝申し上げます。

さて、本市の感染状況は鎮静化の見通しがたたず、保健所においては、オミクロン株の特徴を踏まえた積極的疫学調査のさらなる重点化に取り組むため、同居家族においては、下記の対象者を重点的に対応するとの方針が示されました。

なお、保育所・幼稚園等においては、保健所による積極的疫学調査は、原則として実施されない方針となっておりますので、各施設における濃厚接触者の特定や自宅待機等の要請への対応については、令和4年3月10日付（都育第1794号発）の「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う保健所業務の重点化に基づく保育所等の対応について」の対応を引き続きお願いします。保護者の皆様方には、御理解いただきますようよろしくお願いします。

記

1. 保健所機能のさらなる重点化の対象

陽性者の同居家族については、「65歳以上の方」、「妊娠している方」、「その他必要と認める方」に重点化して検査を実施することとされました。

2. 感染拡大防止のお願い

- (1) ①園児や同居家族が感染した②園児が濃厚接触者となった③園児がPCR検査を受けた場合には、速やかに御利用されている保育所等に御連絡してください。
- (2) 家庭内感染が多く見受けられることから、家庭での基本的な感染防止対策に御協力ください。発熱、のどの痛み、咳などの症状がある場合には、病院を受診してください。また、園児本人や保護者及び同居家族等、37.5度以上の発熱等の症状や濃厚接触者となった場合には、登園を控えてください。
- (3) 「マスク着用」「手洗い・手指消毒」「3密（密閉・密集・密接）回避」といった基本的な感染防止対策を徹底してください。
- (4) 「混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛」、「会食は4人以下、2時間以内」等を徹底してください。
- (5) 大型連休中も感染防止対策として「不織布マスクの適切な着用」、「会食は4人以下、2時間以内」、「早期の検査、早期の医療機関受診」の徹底をお願いします。

3. 登園自粛のお願い

施設での児童の感染は収まらず、集団感染も発生しています。施設での感染拡大のリスクを回避するため、家庭で保育することが可能な方（お仕事が休みの場合等）には、登園自粛要請を感染急増圏域（赤圏域）指定の解除される日まで継続しておりますので御協力ください。なお、保育料については、休みの日数に応じて減免対象となります。

【文書取扱】福祉部保育課保育担当

電話 0986-23-4894